

周囲の運転者が特に留意すべき運転場面

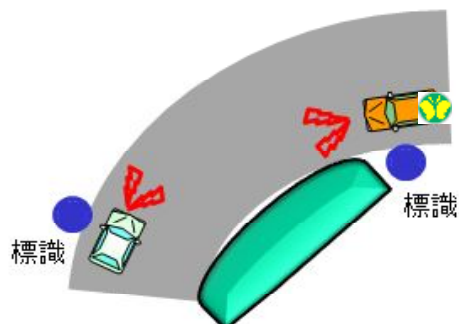
警音器は「警笛鳴らせ」の標識がある場所を通るときや、「警笛区間」の標識がある区間内で見通しのきかない交差点、曲がり角、上り坂の頂上を通るときには、鳴らさなければなりません。また、危険を避けるためやむを得ない場合は、鳴らすことができます。

しかし、警音器を鳴らしても、聴覚障害者は危険を認知できない可能性があるため、聴覚障害者が自動車を運転する場合には聴覚障害者標識を表示することとなっています。

そこで、特に次のような場面で、聴覚障害者標識を表示した自動車を見た場合には、警音器に対応した運転行動をとると認識して漫然と運転を継続することなく、必要に応じ、徐行、減速等をしましょう。

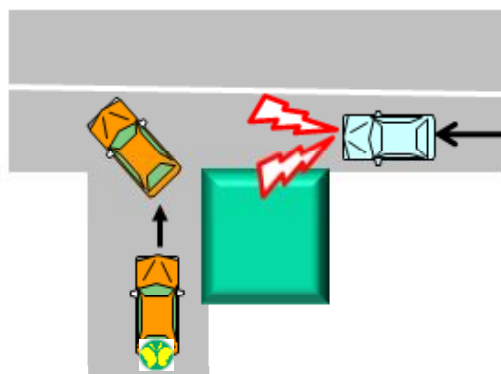
1 「警笛鳴らせ」の標識が設置されている、山地部の道路や見通しのきかない交差点、曲がり角等

「警笛鳴らせ」の標識がある場所を通るときや、「警笛区間」のがある区間内で見通しのきかない交差点、曲がり角、上り坂の頂上を通るときに、警音器を鳴らしても、対向車を聴覚障害者が運転している場合には、警音器の音によってはあなたの車の存在を認知できないため、発見が遅れる可能性があります。



2 脇道からの前進又は後退して大きな道路に入ろうとしている自動車

脇道から前進または後退して大きな道路に入ろうとしている自動車を聴覚障害者が運転している場合には、警音器を鳴らしても、警音器の音によってはあなたの車の存在を認知できないため、そのまま進行を続ける可能性があります。



3 進路変更しようとしている自動車

前方を走行中の自動車が進路変更しようとしているとき、その自動車を聴覚障害者が運転している場合には、警音器を鳴らしても、警音器の音によってはあなたの車の存在を認知できないため、そのまま進路変更を続ける可能性があります。

